

大阪府理学療法学術大会ホームページへの掲載規程

(目的)

第1条 本規程は大阪府理学療法学術大会（以下「大阪学会」）のホームページへの掲載依頼に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「ホームページ」とは、<http://www.XXXXX.co.jp/>をトップページとするウェブサイトをいう。
- (2) 「トップページ」とは、ホームページのうち大阪学会が最初に表示するウェブサイトをいう。
- (3) 「リンクページ」とは、トップページからリンクされるウェブサイトをいう。

(掲載の基準)

第3条 掲載の基準は以下の通りとする。

- (1) 府士会員が学会長を務め、大阪で開催される「学術大会（学会）」とする。
ただし、この学会の主催団体は「法人格を有する非営利団体」であること。
- (2) 近畿各県の府県学会については相互リンクを前提に自動的に掲載する。
- (3) 大阪学会に協賛いただく企業については、トップページへの掲載を認める。

(掲載の方法)

第4条 掲載はトップページに以下の内容を貼付する。

- (1) 広告用バナーとする。
- (2) 広告用バナーは学会準備委員会から指示されたサイズとする。
- (3) 大阪学会に協賛いただく企業については、現地での企業展示ができない場合は、リンクページを作成してもよい。

(掲載の申し込み)

第5条 掲載の申し込みは大阪学会の問い合わせアドレスに下記の必要事項を明記すること。

学会・研修会・講習会等のイベントの名称、主催者名（法人名及び代表責任者）、内容、講師氏名、参加対象、日時、会場、費用、定員、申込方法（郵便番号、住所、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス）、その他

(掲載料)

第6条 掲載料は無料とする。ただし、協賛企業については、当該学会準備委員会が予算案をセンター理事会へ提出し、承認を得ること。

(管理・運営)

第7条 大阪学会のホームページの管理・運営は学術大会準備委員会が行う。ただし、不適切な内容等があれば、センター理事会は修正することを指示できる。

(補則)

第8条 本規程はセンター学術大会部が管理するが、変更、改廃は理事会の決議を経なければならない。

(附則) 本規程は、令和3年11月1日から施行する。